

調達改善計画の実施状況（令和7年度）について

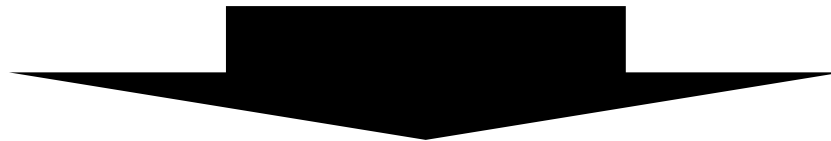
- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、令和7年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

（1）重点的な取組

計画の内容

○電力調達の改善

- 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。
再生エネルギー比率の高い電力の調達等の推進。



取組の状況及び効果

○電力調達の改善

- 電力調達：一般競争入札案件数 312件
再生エネルギー比率の高い電力調達件数 288件

※昨年度よりも、一般競争契約、再生エネルギー比率の高い電力調達ともに増加。

計画の 内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の見直し及び改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。

・外部有識者を交えた懇談会等の場において、建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの在り方の検討を行う。



取組の 状況 及び 効果

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえ、総合評価の改善について、継続して議論を実施。当該議論を踏まえ、“軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（技術向上提案）”を総合評価の中で技術点としての評価対象としつつ、技術向上提案の実施に必要な費用を当初契約後に発注者指示による変更契約対象として計上する「技術提案評価型S I 型」の試行に関する通知を各地方整備局等に令和7年5月に発出し、複数の地方整備局等で計11件の「技術提案評価型S I 型」の試行工事を発注した。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図った。

建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントに関して、データ活用による事業監理の効率化・高度化を実現するためのプロジェクト単位でのCDE（共通データ環境）構築に向けた検討会を令和7年6月に立ち上げ、外部有識者を交えながら議論し、計3回の検討会において事業監理の効率化・高度化にCDEが有効であることを確認した。

新技術情報提供システム（NETIS）において、技術比較検討を容易にすべく、検索した技術と類似した技術をAIにより抽出し、自動的に比較表を作成する機能を令和7年10月より実装し、新技術選定時の受発注者の負担軽減を図った。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

- 事前・事後検証の徹底等
 - ・ 参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。
 - ・ 特殊な物品等の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。
 - ・ 特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。
- 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。
- 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。
- 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。



取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

- 151件において、仕様の見直し・明確化を行うなど、事前・事後検証結果に基づく取組のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことで一者応札の改善につながった。
- 一者応札が改善された案件のうち、比較可能であった22件において、公告期間の確保、参入可能者(市場調査)の把握等の改善により、約0.4億円のコスト削減効果が見られた。
- 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの278件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

計画の 内容

○調達事務のデジタル化

→電子契約の導入推進など、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化を推進する。

- ・紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努める。
- ・入札説明会をオンラインで開催する。
- ・押印省略が可能な場合、見積書等の徴取を電子メールで行う。



取組の 状況 及び 効果

○調達事務のデジタル化

→電子応札可能件数は28,733件で、電子入札率は98.8%、電子応札率に関しては93.6%であった。また、電子契約締結件数は26,861件、電子契約率は62.8%であった。

※電子契約率は昨年度よりも増加。

(3)その他の取組

計画の 内容

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等(60部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。



取組の 状況 及び 効果

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達：品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(40部局)にて実施した。

一括調達：品目(車両管理業務等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(53部局)にて実施した。

○随意契約の見直し

→ 競争性のない随意契約は、前年度に比べて、件数で939件減少、金額で約1,360億円の減少。

計画の
内容

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・内部監査の実施 等



取組の
状況
及び
効果

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、8,640件、約38.5億円の契約。
(うち、新規2,048件、約14.3億円)

○その他の取組

競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、各官署に対し内部監査を実施 等

令和7年度の調達改善計画									令和7年度調達改善計画年間自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)						
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	実施(予定)時期	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
										進捗度※2	定量的			定性的	
○		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、多様な総合評価落札方式の見直し及び改善に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・総合評価落札方式の各種試行について、PDCAサイクルによる効果検証・見直し等をルール化し、試行の実施目的に沿った取り組みになるよう改善を行っていく。	R7年度中(随時)	R7年度中(随時)	-	総合評価に関する各種試行について、各地方整備局等毎に令和6年度の実績に関する分析を行った。なお、評価に当たっては一定の試行件数の蓄積が必要となることから、評価については5年に1度を基本としている。	・「技術提案評価型S1型」の本格運用に向けた検討が必要 ・件数が少なく、実績を蓄積しなければ効果検証を行えない試行については、引き続きモニタリングが必要。	「技術提案評価型S1型」の試行のフィードバック、本格運用に向けた検討のほか、総合評価ですでに試行している内容を含めた必要な改善の対応を進める。		
○		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、一括審査方式を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。 ・外部有識者を交えた懇談会等の場において、建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントの在り方の検討を行う。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。 ・建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントについて、有識者を交えた懇談会において議論を行っているところ。データマネジメントの観点から、受発注者双方の事務手続きの簡素化方策を検討する。	R7年度中(随時)	R7年度中(随時)	A	・段階的選抜方式、一括審査方式の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図った。 ・建設生産・管理システムにおけるデータマネジメントに関して、データ活用による事業監理の効率化・高度化を実現するためのプロジェクト単位でのCDE(共通データ環境)構築に向けた検討会を令和7年6月に立ち上げ、外部有識者を交えながら議論し、計3回の検討会において事業監理の効率化・高度化にCDEが有効であることを確認した。 ・新技術情報提供システム(NETIS)において、技術比較検討を容易にすべく、検索した技術と類似した技術をAIにより抽出し、自動的に比較表を作成する機能を令和7年10月より実装し、新技術選定時の受発注者の負担軽減を図った。	・段階的選抜方式、一括審査方式については、全ての地方整備局等で実施。引き続きの推進が必要。 ・データマネジメントについて、CDEの導入に向けた試行や具体的な検討が引き続き必要。	・引き続き、段階的選抜方式、一括審査方式等の推進、データマネジメントにおいてCDEの導入に向けた検討を進める。 ・AIを活用したNETISの利便性向上の取組を進め、新技術活用を促進していく。		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実 (一者応札の改善に向けた取組)	・本省及び地方支分部局において、参入要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 * 物品等の調達:特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者数が少ない物品等の調達については、参入可能者の把握に努めるとともに、取扱業者が他にいない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行も検討する。 * システム関係:専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既存システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広く入札参加を促す。 * 施設・設備等の維持管理:業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられる準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るための仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 * 調査等の役務:ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能性のある業者の裾野を広げる。 ・入札不調となった案件の原因分析を行ったうえで、資格要件や発注単位の見直しなどの対策を講じる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、本省内外及び地方各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、本省ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件については、本省にて事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図る。 ・各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となつたものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。		A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるもの競争性の向上を目指す。	R7年度中(随時)	R7年度中(随時)	B	・本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和7年4月22日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ◇全ての競争契約について、契約手続前に一者応札改善に向けてとるべき措置が十分に取られているか事前検証を行い、必要な一者応札改善措置に取り組むこと。 ◇結果的に一者応札となった案件については、従来から行っている公正入札調査会議や入札監視委員会での個別案件の審査を徹底し、再度、委員会等に報告するよう努めるとともに、一者応札となった原因についての分析を行うこと。 ◇一者応札が複数年度続いている調達については、事前に一者応札の改善に向けた検証と改善策の実施を徹底するとともに、事後においては参加可能者へのヒアリング、アンケート等を活用した要因分析・改善に努めること。 ◇計画に示した各カテゴリに当てはまる調達を行う場合は、これを参照の上、必要な改善策を講じること。 ◇改善策を講じているにも関わらず改善が見込めない場合は、入札監視委員会等の外部有識者からなる第三者機関の審議を受けるなど、公正性・透明性を確保した上で、適正な契約方式へ移行することについても検討すること。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの278件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表した。 ・一者応札が改善された事例について取りまとめのうえ、省内に共有する。	・業者側の準備不足により一者応札となったと思われる案件については更なる準備期間の確保を行うなど、事前・事後検証をもとに取組を行い、仕様の見直し・明確化等あわせてを行うなど、事前・事後検証結果のみならず、一者応札改善に向け柔軟な取組を行った結果、151件について一者応札が改善された。 ・一者応札が改善された案件のうち、比較が可能であった22件において、公告期間の確保、参入可能者(市場調査)の把握等の改善により、約0.4億円(9.0%)のコスト削減効果が見られた。	・競争参加資格等級の拡大及び地域要件の緩和と実施した。 ・他部局における類似案件の入札に参加した業者に聞き取りを行い、参加を呼びかけることで改善につなげた案件があった。 ・近隣の事務所においても入札公告を掲載し、また公告後、関連団体や過去の入札参加事業者にも周知を行った。 ・想定される応募希望者に対しヒアリングを実施し、発注内容と応札希望者が受託可能な業務内容に乖離が生じないよう整合性を確保した。	引き続き取組を実施し、改善事例の共有に努める。	
○		調達事務のデジタル化	本省及び地方支分部局において、以下の取組を推進する。 * 入札説明会をオンラインで開催する。 * 押印省略が可能な場合、見積書・請書等の徴取を電子メールで行う。 * 工事・コンサル業務については、電子入札システムで電子入札、電子契約システムで電子契約を行っており、デジタル化が進められている。物品・役務については、電子調達システム(GEPS)で電子入札及び電子契約を行っており、電子入札はデジタル化が進んでおり、電子契約も導入が進んでいるが、更なる電子契約数と割合の増加が必要である。更なる利用促進を図るためホームページ等で電子調達システムの啓発を図る他、紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に落札事業者へ声掛けを行うとともに、入札公告や入札説明書等に電子契約対象案件であることを明記するなど運用拡大に引き続き努める。 * やむを得ない場合を除き、原則電子契約とする。		B	-	地方支分部局等も含めて省全体で調達事務のデジタル化を進める。 (前年度の電子契約率を上回ることを目指す。)	R7年度中(随時)	R7年度中(随時)	A	・本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和7年4月22日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ◇本省及び地方支分部局等において、電子入札及び電子契約の導入を積極的に行うこと。そのほか、入札説明会をオンラインでも参加可能とする、押印省略が可能な見積書等の徴取を電子メールで行うなど、調達事務のデジタル化を推進すること。 ・その他、本省及び地方支分部局にて以下の取り組みを実施した。 * 紙での対応を希望する業者に対しても、積極的に声掛けするなど運用拡大に努めた。	・電子応札可能件数は28,733件で、電子入札率は98.8%、電子応札率に関しては93.6%である。また、電子契約締結件数は26,861件、電子契約率は62.8%(対前年度0.8%増)である。	押印省略が可能な見積書等の電子メールによる徴取を可能とし、事務負担の軽減を図った。	事業者に対し電子契約を勧めたが、契約システムに不慣れあるいは未導入のため断られる場合があったため、引き続き電子契約のやり方・メリット等を事業者に説明し、電子契約導入を検討してもらう必要がある。	
○		電力調達の改善	・平成28年度から、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況等を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・一般競争入札を行う際には、再生可能エネルギー電力の調達や旧供給電力事業者が異なる地域の事務所・施設等をとりまとめて調達する等の電力コストの更なる削減を、部局における調達状況を踏まえ、可能な限り推進することに努める。 ・再生可能エネルギー電力の調達においては、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(令和7年2月18日閣議決定)」における、2030年までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることの記載を踏まえ、一般競争入札等は再生可能エネルギー比率60%以上を初度の要件として行う。 ・一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局との間で内容の共有を図ることにより、地理的要因で参入業者が少ないことが明らかな場合等を除き、原則一般競争入札を実施するよう促す。		B	H28年度	・引き続き随意契約となった全案件についての一般競争入札への移行可否の検討により、一般競争入札案件の増加と競争性の向上を目指す。 ・再生可能エネルギー電力調達の推進に取り組み、2030年までに国土交通省で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。	R7年度中(随時) R12年度まで	R7年度中(随時)	B	・一般競争において不調であったため随意契約となった案件があることを考慮し、一括調達を行うこと等により一般競争入札への移行をさらに促すため、本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和7年4月22日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り取組を実施した。 ◇令和7年度に調達を行う際には、可能な限り一般競争入札に移行できるよう、地域の事情等を考慮した上で、一般競争への移行可否の検討、一般競争入札に向けた準備を行うこと。 ◇特に、電力調達については、庁舎等をまとめることでスケールメリットや事務負担の軽減等が見込まれる場合、一括調達の拡大についても検討すること。 ・一般競争入札の導入状況・ノウハウ等について、本省及び各部局へ展開する。 ・本省会計課から各部局へ対し、環境省HPに掲載されている「地域における再エネ調達可能業者一覧」を共有した。	・電力調達については、一般競争入札件数は132件であった。(対前年度78件増) ・再生可能エネルギー比率の高い電力については、288件の調達を行った。(対前年度97件増)	・小規模な庁舎等においては、一般競争入札を行ったものの、応札者がなく不調となり、随意契約に移行したケースもあり、取りまとめて一括発注する等により、一般競争へ移行する方策の検討を行う必要がある。 ・地理的要因など、発注者側の要因以外の理由により一般競争入札に移行できないケースも依然としてとして見受けられた。	・引き続き、取組を実施する。 ・特に、一般競争入札への移行可否を検討中の案件については、市場の状況を踏まえた検討や、小規模契約をまとめて契約する方策の検討を行う。	

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用車引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札に不らない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+:効果的な取組
A:発見的な取組
B:標準的な取組

※2 進捗度

・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度調達改善計画年間自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規継続区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
○共同調達・一括調達の推進 ・引き続き、本省及び全地方支分部局等において、共同調達及び一括調達を推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	継続	・共同調達については、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(40部局)にて実施した。 ・一括調達については、品目(車両管理業務等)の拡大を行った部局もあり、本省及び地方支分部局等(53部局)にて実施した。	—
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果を本省ホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。	継続	・各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 ・令和6年1月に発生した能登半島地震からの復旧のための緊急随意契約が比数的落ち着き、前年度と比べて、件数が939件減少し、金額は約1,380億円減少した。 ・次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、14件、約5.3億円となった。	・競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担・地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。 令和7年度から運用予定のデジタルマーケットプレイスについて、各省庁の導入状況を注視しつつ本省においても導入を検討していく。	継続	・オープンカウンター方式にて、8,640件、約38.5億円の契約を行った。	・新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続	・21部局において、水道料金、電気料金等をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。	—
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続	—	・国土交通省における「令和7年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付け、各官署に対し内部監査を実施。
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ)	継続	—	・人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等を適切に評価するよう、引き続き、イントラネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日)

様式3

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和8年6月16日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	特段の意見はございません。	御確認いただき誠にありがとうございます。 引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学 商学部 教授】 意見聴取日【令和8年6月26日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	競争性、透明性の観点から、調達は適正に行われていると料します。	御確認いただき誠にありがとうございます。 引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【大串葉子 同志社大学大学院 ビジネス研究科 教授】 意見聴取日【令和8年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	本計画は、競争性の確保と品質確保に加え、事務負担軽減やデジタル化を取り入れており、調達改善の方向性として評価できる。 今後は、コスト削減額のみを成果とするのではなく、事務処理時間、一者応札率、電子契約率、品質向上など複数のKPIを活用したマネジメントを推進するとともに、AIや調達データの分析結果を制度改善へ反映する仕組みを強化することで、より実効性の高いPDCAサイクルが構築されることを期待したい。	貴重な御意見賜りまして誠にありがとうございます。 本計画では、調達改善の方向性として事務負担軽減やデジタル化等の視点も盛り込んでいるところ、御指摘のとおり、コスト削減額のみならず電子契約率等の観点からも成果指標を設けて進捗管理をしていくことが、効果的なPDCAのためにも重要であると認識しております。今回いただいた御意見や評価いただいた点を踏まえて、引き続き調達改善に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【男澤江利子 有限責任監査法人トーマツ 公認会計士】 意見聴取日【令和8年6月29日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	特段の意見はございません。	御確認いただき誠にありがとうございます。 引き続き、調達改善の推進に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【林浩美 森・濱田松本法律事務所 弁護士】 意見聴取日【令和8年6月25日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○一般競争入札案件の実施数、再生エネルギー比率の高い電力調達件数は、いずれも昨年度より増加しており、引続き十分に推進されていると評価する。 ○工事における総合評価については、有識者を交えた懇談会等における総合評価の改善に関する議論が「技術提案評価型SI型」の試行工事の発注につながったと認められること、工事における受発注者の事務負担軽減については、事業監理の効率化等に有効なデータ環境（CDE）の検討がなされていること、技術比較検討を容易化する機能が実装されたことから、いずれも継続的・積極的に推進されていると評価できる。 ○一者応札の改善に向けた取組では、改善に取り組んだ件数・コスト削減効果額はここ数年大きな変化はない状況ではあるが、実務的に可能な範囲で継続的に取り組んでいるものと思料する。 ○調達事務のデジタル化は、昨年度に比較して、電子応札可能件数は微減（入札率・応札率は同等か微増）、電子契約締結権数・契約率は微増となっており、どちらも大きな変化はない状況ではあるが、実務的に可能な範囲で継続的に取り組んでいるものと思料する。 ○共同調達・一括調達の推進は、安定的かつ継続的に推進されていると見受けられる。 ○随意契約の数は、件数、金額ともに昨年度より大きく減少しており、前向きに推進されたと評価できる。なお、昨年度コメントしたように、もし、性質上、年度によって変動が大きくなるという傾向があるのであれば、（金額・件数といった結果だけではなく）見直しの過程・内容を取組の状況等として説明するほうが適切であるように思われる。 ○少額な契約の対応は、新規契約が大幅に増加しているほか、前回の件数・金額からみても継続的に推進されていると評価できる。	貴重な御意見賜りまして誠にありがとうございます。 随意契約については、御指摘のとおり年度によって件数や金額の変動が大きくなる傾向があります。今回は、令和6年1月に発生した能登半島地震による復旧のための緊急随意契約が比較的落ち着いたため、件数・金額ともに減少している側面もございます。次年度以降の評価におきましては、大幅な変動が生じた際には、その要因や状況を分析の上、明記するよういたします。

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 さくら総合事務所 公認会計士】 意見聴取日【令和8年6月19日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	令和7年度の自己評価内容を確認いたしました。全体として調達改善のPDCAサイクルが着実に機能しており、調達の競争性及び経済性の向上に対する各部署の多大なご尽力を高く評価いたします。 1. 一者応札の改善と定量的なコスト削減効果について 一者応札が改善された事案のうち、比較可能であった22件において約0.4億円のコスト削減効果が定量的に確認された点 は、本改善計画の直接的な成果として大変素晴らしいと考えます。また、高額案件（278件）の一者応札の原因分析結果をとりまとめ公表された点も、透明性の観点から重要です。今後は、これらの分析から得られたボトルネックを類型化し、次年度以降の仕様書作成や事前検証プロセスへと「どのようにシステム的にフィードバックしていくか」という仕組みづくりに期待いたします。 2. デジタル化・新技術の活用による本格的な生産性向上 電子入札率の定着に加え、電子契約率が62.8%となり昨年度から増加した点を評価いたします。更なる利用率向上に向けて、紙での対応を希望する事業者側の課題分析を進め、きめ細かな支援策をご検討いただければと思います。また、NETISにおけるAIを活用した類似技術の自動比較表作成機能の実装や、CDE（共通データ環境）構築に向けた検討の推進 は、受発注者双方の抜本的な事務負担軽減に寄与する非常に画期的な取り組みです。こうした新技術の積極的な導入が、結果として多様な企業の参入促進や競争性の向上に繋がることを大いに期待しております。 3. 継続的な随意契約の見直しについて 競争性のない随意契約が前年度に比べて件数で939件、金額にして約1,360億円減少したことは、各調達部署における地道な見直しの積み重ねの賜物であり、高く評価いたします。引き続き、オープンカウンター方式の活用 等を含めた競争参加機会の拡大に努めていただき、適正な調達プロセスの維持を図っていただくようお願いいたします。	貴重な御意見賜りまして誠にありがとうございます。 一者応札の改善について、引き続き取組を進めるために、いただいた御意見を踏まえて改善事例の共有の仕方を検討してまいります。 また、電子契約率の向上については、各部署において電子契約のメリット等を事業者に対して説明し、電子契約率の向上に努めているところですが、その中で判明した課題の分析等を進めて、引き続き電子契約率の向上に努めてまいります。 今回いただいた御意見や評価いただいた点を踏まえて、引き続き調達改善に努めてまいります。

外部有識者の氏名・役職【西川雅史 青山学院大学経済学部 教授】 意見聴取日【令和8年6月17日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和7年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和7年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	(1)令和6年度に挙げられていた課題が、令和7年度にどのように改善されたのか、という視点から、ご提示いただいたエクセルファイル(令和7年度調達改善計画自己評価)を拝見しました。 (ア)工事における総合評価の改善における、実施において明らかとなった課題等及び今後の計画に反映する際のポイントについて、昨年度の記述では、「今後の計画に反映する際のポイント」として、「結果をフィードバックしよう」という点が指摘されていました。そのため、「今年度に実施した取組内容」には、「技術提案評価型SI型」に関するフィードバックの結果などが記載されると、PDCAの流れがより明確になるように思われます。現在の記述内容からは、昨年度の指摘が今年度の取組にどのように反映されたのか、が読み取りにくい印象を受けました。 (イ)電力調達の改善における、実施において明らかとなった課題等及び今後の計画に反映する際のポイントについて、昨年度の記述では、「今後の計画に反映する際のポイント」として、「小規模契約をまとめて契約する方策の検討を行う」とされています。この点についても、「今年度に実施した取組内容」には、小規模契約に関する検討結果や、実施された取組の有無が記載されると、PDCAのつながりがより明確になると思われます。現在の記述内容からは、改善の流れを十分に確認することが難しいように感じました。 限られた行数の中で記載すべき事項が多く、優先順位を判じながら記述内容を選定されているものとは考えます。さりながら、前年度に示された課題や指摘事項については、可能な範囲で今年度の取組との対応関係を明示することが望ましいのではないかと感じました。 こうした照合を行うことにより、関係者間でPDCAの流れを共有しやすくなり、改善の過程をより有効に確認できるのではないかと考えられます。 (2)令和7年度国土交通省調達改善計画を拝見いたしました。参考資料という位置づけであること、また、過年度も、同様のコメントを差し上げてきたところではございますが、あえて、繰り返させていただきます。 (ウ)一者入札そのものは、直ちに問題であるとは考えておりません。ただし、競争性が十分に確保されていない場合には、調達の公正性に対する疑念が生じます。また、競争が十分に機能していない場合には、価格が高止まりする可能性も高まるものと思われます。なので、一者入札の件数そのものではなく、一者入札の内容についての情報が提供されることが肝要だと考えます。しかしながら、現在、提供されている情報提供様式では、一者入札の何が問題なのか、それがどの程度深刻なのか把握できません。落札率を明示することに慎重になられる事情は理解いたしますが、少なくとも調達改善の観点からは、価格面の情報が一定程度示されることが望ましいのではないかと思います。 (エ)視点は変わりますが、表5で、一者応札に係る調達経費の内訳を見ますと、公共工事においては、一者応札の割合が、契約件数ベースよりも契約金額ベースで高くなっているように見受けられます。これは、高額案件において一者応札が発生しやすい傾向があると理解してよろしいでしょうか。大規模工事では、ランク制や、総合評価方式で求められる技術水準の高さなどを通じて、結果的に競争に参加し得る事業者が限定されることが予想されます。こうした条件のもとで、入札参加者数の少なさを発注者側の努力によって改善しようとする場合、どのような対応が現実的に可能なのか、難しい課題であるように感じました。 ⇒条件緩和、発注時期の平準化など、できることはしておられると思っています。 古くから指摘されてきた課題であると思われしますが、国土交通省として、今後の具体的な改善の方向性や、現時点で想定されている対応のイメージがございましたら、ご教示いただけますと幸いです。 実のところ、良案がないままに、とまかく「問題」として取り上げていることが続いているのではないかと感じています。	貴重な御意見賜りまして誠にありがとうございます。いただいた意見について、それぞれ以下のとおり回答いたします。 (ア)技術提案評価型SI型は昨年度から開始した試行のため、本方式を適用した工事のほとんどは契約した段階で、まだ施工が始まっておらず、現時点ではフィードバックの結果を自己評価に記載するに至っておりません。今後、工事の施工完了後に必要な確認を行い、PDCAの流れが明確になるよう自己評価への反映を検討してまいります。 (イ)電力調達については、一般競争入札への移行を目標に掲げているところ、一般競争において不調であったため随意契約となった案件があることを考慮し、一括調達を行うこと等により一般競争入札へのさらなる移行を目指すため、令和7年4月22日に事務連絡を発出し、一括調達の拡大検討を含めた取組について、各部署に周知徹底を図りました。御指摘を踏まえ、様式1の「実施した取組内容」欄について、こうした取組内容を明記する形で修正させていただきます。 (ウ)御指摘のとおり、一者応札は、直ちに問題ではなく、案件の特性に応じた分析や評価を行うことが肝要であると考えております。価格面の情報の提示については、画一的な価格情報を開示することがたまたす意義等を考慮しつつ、来年度以降の調達改善計画の作成に向けて対応を検討して参りたいと思います。 (エ)御指摘のとおり、一部の事業規模が大きく、高額な案件においては、履行可能な事業者が限定され、一者応札になりやすい傾向にあるのが現状です。発注者側としては、条件緩和や事業期間の確保、業務説明会などを通じて改善に努めておりますが、現状の対応以上により効果的な対応方法がないか、引き続き問題意識を保ちつつ対応を検討して参りたいと思います。